

令和 7 年第 1 回市議会定例会（3 月）



陳 情 書



秋田県由利本荘市議会

目 次

陳情第 1 号	選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出について の陳情	…	1 P
陳情第 3 号	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書 提出についての陳情	…	4 P

(写)

陳情第1号

令和7年1月17日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

人生において氏名はその人自身を表すものであり、人格の一部となっています。しかしながら婚姻の際には、そういった氏名の氏（うじ）、姓をどちらかが変えなければならないというのが日本の制度です。そして、姓を変えるのは約95%、ほとんどが女性側となっています。これは、民法第750条が、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めて夫婦同姓を義務づけており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていないということによります。

しかし、冒頭に述べましたとおり、氏名はその人の人格の一部となっているもので、自分の意思に反して変えることが強制されるようなものではないはずです。この点については最高裁判所も、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（1988年2月16日最高裁判決）としており、このような判断からしても「氏名の変更を強制されない自由」は、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されています。とするならば、民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制約しているのですから、憲法第13条に反すると言えます。

また、そもそも夫婦が同姓にならなければ婚姻できないとすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制約するものであります。さらに言えば、夫婦別姓を希望する人は、自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できないということになるのですから、そのような考えの人が婚姻の効果を享受できないというのは、憲法第14条第1項に定める「法の下での平等」にも反するものであります。

一方、婚姻に関する憲法上の規定としては、第24条があります。

同条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」としております。これは、婚姻における両性の平等を定めるとともに、婚姻や家族に関する法律をつくる際には、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨が反映されるべきものとしているのです。

しかしながら、現行法制度の下では、冒頭に述べましたとおり、新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓しており、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択

の機会を奪うものとなっています。また、先ほど指摘した、憲法第 13 条の自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第 750 条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第 24 条にも反するものです。

また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務づけている国は、日本のほかには見当たらないということです。この点は政府も国会答弁で認めています。

そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務づける法制度は国際的にも批判がなされています。

国連女性差別撤廃委員会からは、昨年 10 月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとの勧告がなされました。このような勧告は実にこれで 4 度目です。

そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022 年 11 月の総括所見で、民法第 750 条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いているとの懸念が表明されました。

日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況です。なお、2015 年 12 月 16 日の判決や 2021 年 6 月 23 日の決定で最高裁判所が民法第 750 条を合憲としてはおりますが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきです。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したもののなのです。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されています。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されています。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしています。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業等とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できません。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきです。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもあります。

以上の理由から、下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づき、国に対して意見書を提

出してくださるよう陳情いたします。

記

夫婦同姓を義務づける民法第 750 条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

令和 7 年 1 月 14 日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田弁護士会
会長 石 田 英 憲 ㊞

(写)

陳情第3号

令和7年1月22日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

食品など生活必需品の値上がりが続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。2024年の改定によって、加重平均は1,055円（前年比+51円、+5.1%）となり、物価高騰分を補う水準が確保されたものの生活改善が実感できる引上げとはなっていません。

日本の最低賃金は、地域別であることが全体が上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金を決めています。地域別である限り、最低賃金が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況が冷え込んだ指標を基に最低賃金が決められ、低いままとなります。また、最低賃金の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。最低賃金が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、最低賃金が全国一律となるよう最低賃金法を改正するべきです。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による相応の財政捻出をする決断も含め、社会保険料の事業主負担の減免など抜本的な中小企業・小規模事業所支

援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善される地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金が全国一律となるよう最低賃金法を改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、直ちに最低賃金1,500円を目指すこと。
3. 最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

令和7年1月20日

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

秋田県労働組合総連合

議長 高 野 智 子 ㊟

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 奥 井 明 子 ㊟